

平成24年7月31日判決

## 主文

本件再審査請求を却下する。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、請求人が受給中の国民年金法及び厚生年金保険法に基づく障害等級2級の障害基礎年金及び障害厚生年金につき、障害基礎年金の支給を停止し、障害厚生年金を障害等級3級の額に改定することを求める、ということである。

### 第2 事案の概要

本件は、厚生労働大臣が、統合失調症(以下「当該傷病」という。)による障害を支給事由とする国民年金法(以下「国年法」という。)施行令(以下「国年令」という。)に定める障害等級2級の障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の受給権者である請求人が、平成〇年〇月〇日(受付)、「障害給付 額改定請求書」を提出してした障害給付の額改定請求(以下「本件額改定請求」という。)について、平成〇年〇月〇日付で請求人に対し、本件額改定請求書に添付された診断書により請求人の障害の程度を診査した結果、請求人の障害の状態は国年令別表及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に定める障害の程度は2級と認定され、従前の障害等級2級と変わらないためとの理由で、障害給付の額改定をしない旨の処分(以下、併せて「原処分」という。)をしたところ、請求人が原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査を請求した事案である。請求人が主張する不服の理由は、別紙1及び別紙2記載のとおりであるが、要するに、障害等級が2級のままで社会生活上制約があるので、3級と認定して貰いたいというものである。

## 第3 当審査会の判断

- 1 障害厚生年金は、障害の状態が障害等級3級以上に該当する場合に支給され、障害基礎年金は、障害の状態が障害等級1級又は2級に該当する場合に支給されることになっており、厚年法第47条第2項によると、障害等級は障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態は政令で定めることとされているところ、これを承けた厚年令第3条の8は、障害等級の各級の障害の状態は、1級及び2級についてはそれぞれ国年令別表に定める障害の状態とし、3級については厚年令別表第1に定める障害の状態とする旨定めているが、障害の状態が国年令別表に定める程度(1級又は2級)に該当するときは、障害厚生年金に併せて、障害基礎年金も支給される。
- 2 厚生労働大臣は、障害給付の受給権者について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、その程度に応じて、障害給付の額を改定することができることとされている(厚年法第52条第1項、国年法第34条第1項)。したがって、障害等級2級の障害給付の受給権者の障害の程度を診査し、その程度が1級の障害等級に該当すると認めるときは、障害等級1級の年金額に改定することができ、また、これとは逆に、その程度が3級の障害等級に該当すると認めるときは、障害基礎年金の支給を停止し、障害厚生年金の額を障害等級3級の額に改定することができる。そして、厚年法第52条第2項は、「障害厚生年金の受給権者は、厚生労働大臣に対し、障害の程度が増進したことによる障害厚生年金の額の改定を請求することができる。」と、国年法第34条第2項は、「障害基礎年金の受給権者は、厚生労働大臣に対し、障害の程度が増進したことによる障害基礎年金の額の改定を請求することができる。」とそれぞれ規定し、障害の程度が増進した場合には、受給権者が厚生

労働大臣に対して、障害給付の額改定を請求することができることを規定しているから、受給権者が額改定の請求をすることができるのは、障害の程度が増進した場合に限られるということになる。そして、障害の等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とされる（厚年法第47条第2項）から、受給権者が障害の程度が増進したとしてすることができるのは、より重度の等級への額改定請求、すなわち、3級から2級又は1級への額改定請求、及び2級から1級への額改定請求に限られる。したがって、障害の状態が減退したときに、受給権者がより軽度の等級への額改定請求、すなわち、1級から2級又は3級への額改定請求、又は2級から3級への額改定請求は、厚年法及び国年法の許容するところではなく、受給権者は、そのような額改定請求をする権利を有しないものといわざるを得ない。

そうすると、請求人がした本件額改定請求は、障害の程度が増進したとしてされた、より重度の等級への額改定を求めらるるものであると理解せざるを得ないものであり、原処分は、より重度の等級である1級の程度には該当しないとして、これを退けたものであり、請求人は、この原処分を不服とするものである。

- 3 ところで、厚年法第90条第1項は保険給付に関する処分について、国年法第101条第1項は給付に関する処分について、それぞれ不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができることと規定しているが、保険給付又は給付に関する処分に不服がある場合の審査請求制度は、保険給付又は給付に関する国民の権利救済のための手続であるから、不服申立の利益がある場合でなければこれをすることができないものと解するのが相当である。
- 4 これを本件についてみるに、請求人の本件再審査請求は、上記第1のとおりで

あり、要するに、現在受給中の障害給付につき、原処分がより重度の等級への額改定をしないとしたことに対しては不服を述べず、逆に、より軽度の等級への額改定をすることを求めるというのである（なお、請求人は、明示的には主張していないが、障害基礎年金は国年令別表に掲げる障害等級1級及び2級の障害に対して支給されるものであり、障害等級3級の障害に対しては支給されないから、国年令別表には掲げられていない障害等級3級への額改定を求めるということは、取りも直さず、障害基礎年金については、その支給停止を求めるということにはかならない）。そこで、検討するに、障害給付の額は、障害の程度によって異なり、障害厚生年金については、障害等級1級に該当する者の年金額は報酬比例の年金額の100分の125相当額に加給年金額を加えた額、障害等級2級に該当する者の年金額は報酬比例の年金額に加給年金額を加えた額、障害等級3級に該当する者の年金額は報酬比例の年金額とされており（厚年法第50条、第50条の2）、障害基礎年金については、78万0900円に改定率を乗じて得た額とされるが、障害の程度が1級に該当する者に支給する障害基礎年金の額は上記金額の100分の125に相当する額とされている（国年法第33条）から、障害給付は、より重度の障害等級のほうとその給付額が多いことが認められる。そして、障害によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に資することを目的とする国民年金制度及び労働者の障害について保険給付を行い、労働者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする厚生年金保険制度のそれぞれの制度趣旨からすれば、受給権者にとっては、年金額が多額である方が少額であるよりもその利益に適うものであると考えられる。そうすると、障害給付の額が障害等級2級から障害等級3級に額改定されること

は、年金額が減少することを意味し、受給権者にとって不利益であることは明白であるから、請求人には、上記のように主張して、原処分に対する不服申立てをすることによって得られる権利又は法律上の利益はない。なお、請求人は、障害等級が2級のままでは社会生活上の制約があるので（2級では医療機関が条件を付けることによる制約があり、あるいは、医療機関が様々な物質の混入条件を付けることができるため、家畜のように扱われる。）、3級となって社会からの支援を受ける必要がある旨主張するが、請求人が主張する社会生活上の制約や不利益が仮にあるとしても、それらは、額改定をしないとした原処分による直接の法律効果として請求人が受ける不利益とはいえないから、請求人には、原処分の法的効果を除去することによって回復すべき権利又は法律上の不利益が存しているということとはできない。そうすると、請求人には、原処分に対する不服を申し立てる利益はないから、これに対する再審査請求は認められないというべきである。

- 5 以上の認定及び判断の結果によると、本件再審査請求は、不服申立の利益を欠くから不適法であり、その不備は補正することができないから、社会保険審査官及び社会保険審査会法第44条、第6条により、これを却下することとして、主文のとおり裁決する。